

9. 自己資本の充実の状況

- 1.自己資本の構成に関する開示事項
- 2.定性的な開示事項
- 3.定量的な開示事項

- (1) 自己資本の充実度に関する事項
- (2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)
 - イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳
 - ホ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 - ヘ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (3) 信用リスク削減手法に関する事項
- (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (5) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - イ オリジネーターの場合
 - ロ 投資家の場合
- (6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項
 - イ 貸借対照表計上額及び時価等
 - ロ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 - ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
- (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (8) 金利リスクに関する事項

当金庫は、信用リスクは標準的手法、オペレーショナル・リスクは基礎的手法(2024年3月期)、標準的計測手法(2025年3月期)を用いて算定しております。

1.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	2024年3月期	2025年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	80,830	83,633
うち、出資金及び資本剰余金の額	845	841
うち、利益剰余金の額	80,035	82,842
うち、外部流出予定額(△)	50	50
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,146	1,155
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,146	1,155
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	81,976	84,789
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	282	289
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	282	289
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	282	289
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	81,694	84,499

(単位:百万円、%)

項 目	2024年3月期	2025年3月期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	803,561	808,713
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	27,495	23,148
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	831,057	831,861
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	9.83%	10.15%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

- ※ モーゲージ・サービシング・ライツとは、住宅ローンを証券化した場合に計上する将来の回収代行手数料の現在価値のことで。
- ※ リスク・アセットの額は、各資産のリスクの大きさに応じたリスク・ウェイトを乗じて算出します。

2.定性的な開示事項

単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の調達手段について

当金庫の自己資本は、地域のお客様の出資金で調達しております。

自己資本は、主に基本的項目と補完的項目で構成されており、2024年度末自己資本額のうちお客様からお預かりしている出資金841百万円が自己資本調達手段に該当します。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称について

標準的手法で適用されるリスク・ウェイトは、債権の種類別に規定されたリスク・ウェイトのほかに、適格格付機関が債務者に対して付与する外部格付に応じて設定されます。

当金庫はリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関について、次の2つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)

以上2社は当金庫の「有価証券等資金運用基準」において選定している格付機関です。

(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について

BIS規制では、担保・保証等について、一定の範囲でリスク・アセットの削減効果を認めており、これらを「信用リスク削減手法」といいます。当金庫では「簡便手法(保全部分に適用するリスク・ウェイトは、与信先ではなく、担保・保証のリスク・ウェイトとする方式)」を採用しています。

信用リスク削減効果は、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として中央政府及び中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、銀行及び証券会社、外部格付がA(-)格以上のその他の者、その他に非担保預金等が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定します。なお、担保・保証に関する手続は、当金庫が定めた各種の「取扱要領」及び「担保に関する通則」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

当金庫では融資の取上げに際し、取引先企業の財務内容、事業環境、経営者の資質などの信用調査から信用格付評価を行い、また、融資案件の資金使途、返済原資など、さまざまな角度から融資実行の確性の判断をしております。担保や保証による保全措置については、あくまでも補完的な位置付けとすることを、当金庫における「クレジットポリシー」としてしております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなどの適切な取扱い方法を「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」に定め、「同手順書」に従ってご説明に努めることとしております。

信用リスク削減方策の一つとして、与信取引に関してお客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。この際、手順書や各種約定書等に基づき、法的な有効性を確認のうえ、事前の通知や諸手続を省略して払い戻し充当することとしております。

なお、信用リスク削減手法の適用されたエクスポージャーについては、この地域の皆様に対する消費者ローンが主なものであり、与信集中リスクはなく分散されています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

金融派生商品取引とは、為替などの本来の金融商品から派生した取引をいいます。当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。

具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として金利スワップ取引、先物為替予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、外貨資産、負債をバランスさせることなどにより、市場における為替相場等の変動においてもリスクを生じないような形で管理しております。また、信用リスクについては、お客様との取引に係るものは総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を適切な保全措置が講じられるようにしております。また、長期決済期間取引は該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する取引をいいます。当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。

投資家業務については、有価証券投資の一環として捉え、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより、リスクを認識し、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、「有価証券等資金運用基準」、「証券化商品等への投資に対する補足基準」及び「有価証券等資金運用方針」に基づき、また、必要に応じてALM委員会及び常務会に諮るなど適正な運用・管理を行っております。

一方、地域金融機関CDOなどのオリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと考え、貸出金など同様の与信審査を行っております。なお、2024年度においてオリジネーター業務は行っておりません。

自己資本比率算定上、証券化エクスポージャーに係るリスク・アセットの算定方式は、標準的手法を採用しています。また、証券化取引に関する会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従って適正に行っております。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(6) 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等に係るリスクの認識については、時価評価損益及びVaR(最大損失額)によるリスク計測によって把握し、当金庫の抱える市場リスクの状況や、保有限度枠の遵守状況をリスク管理担当役員に報告するとともに、定期的に市場リスク委員会、ALM委員会で協議しその結果を経営陣へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、投資事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況についても定期的に経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従って適正に行っております。

また、不動産投資法人への出資等にかかるリスク・ウェイトについては、上場不動産投資法人は株式等エクスポージャー、非上場不動産投資法人は自己資本比率告示第70条の5(リスク・ウェイトのみなし計算)の規定に基づき算出しております。

(7) 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

■リスク管理の方針及び手続の概要

金融環境の変化に伴う資産・負債の構造変化と収益面への影響を的確に把握し対応していくため、当金庫においては金利リスクのコントロールは非常に重要な経営課題であると考えています。

金利リスクとは、市場金利の不利な変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、「時価評価ALMシステム」を導入し、双方ともに定期的な計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、預貸金・有価証券を中心とした金利リスクを有する資産及び負債を対象に金利リスク(VaR:バリュー・アット・リスク)、開示告示に基づく経済的価値の変動(Δ EVE)、損益の変動額(Δ NII)等のモニタリングを月次で行い、ALM委員会及び市場リスク委員会で協議するとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたコントロールに努めております。

なお、当金庫は金利を対象とする金融派生商品を有しておりません。

■金利リスクの算定手法の概要

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は4年とし、流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

算定にあたっては、固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については考慮しておりません。

複数通貨の集計にあたっては、重要性の観点よりすべての外国通貨を円換算して金利リスクを算出しております。また、金利リスクを持つ投資信託についてルックスルーによる金利リスクを算出しておりませんが、当該投資信託の有価証券全体に占める簿価割合は0.6%未満であり、ストレス時に大きな金利ショックを与えないと判断しております。

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。また、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす内部モデル等は使用しておりません。

なお、 Δ EVE及び Δ NIIについては大きな変動はありません。ただし Δ NIIについては、合理的な算出が不可能であることから外国投信を除いて算出しております。

当金庫の有価証券運用方針において安全性・堅実性を重視し、公共債を中心とした運用としていることなどから、当期の重要性テスト結果は監督上の基準値である20%を上回っております。ただし、当金庫ではリスク資本配賦制度の一環として金利リスクをVaR等により管理しており、部門ごとにリスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めております。引き続き市場環境及び金利リスク状況を継続的にモニタリングするとともに、相場変動時の対応態勢拡充に努めてまいります。

なお、VaRについては、預貸金、有価証券等の業務別に信頼区間99%、観測期間1,440営業日、保有期間240営業日の分散共分散法により計測しております。これは、過去の金利データから将来の金利変化とその関係を予測する手法で、1%の確率で発生する現在価値の最大減少額を表しております。一方、 Δ EVEは一定の金利ショックに対する損失額を表しております。また、 Δ NIIは金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額を表しております。

3. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2024年3月期		2025年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	803,561	32,142	808,713	32,348
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	761,336	30,453	766,778	30,671
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,940	77	910	36
我が国の政府関係機関向け	40	1	40	1
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	106,508	4,260	108,762	4,350
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	199,336	7,973	196,627	7,865
中小企業等向け及び個人向け	217,099	8,683		
中堅中小企業等向け及び個人向け			39,592	1,583
トランザクター向け			634	25
抵当権付住宅ローン	84,983	3,399		
不動産取得等事業向け	51,642	2,065		
不動産関連向け			309,614	12,384
自己居住用不動産等向け			225,867	9,034
賃貸用不動産向け			63,350	2,534
事業用不動産関連向け			20,396	815
その他不動産関連向け			—	—
ADC 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			5,582	223
三月以上延滞等	521	20		
延滞等向け			20,513	820
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			2,440	97
取立未済手形	135	5	84	3
信用保証協会等による保証付	5,775	231	5,709	228
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,612	304		
出資等のエクスポージャー	7,612	304		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			8,696	347
上記以外	85,739	3,429	68,204	2,728
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	42,978	1,719	35,734	1,429

		2024年3月期		2025年3月期	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	7,595	303	7,595	303
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,579	103	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
	上記以外のエクスポージャー	32,585	1,303	24,874	994
	②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC 要件適用分	—	—	—	—
	非 STC 要件適用分	—	—		
	短期 STC 要件適用分			—	—
	不良債権証券化適用分			—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
	再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	42,224	1,688	41,934	1,677	
ルック・スルー方式	42,224	1,688	41,934	1,677	
マンドート方式	—	—	—	—	
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—	
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—	
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—	
④未決済取引			—	—	
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	
⑥CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	0	0	—	—	
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	27,495	1,099	23,148	925	
BI			15,432		
BIC			1,851		
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	831,057	33,242	831,861	33,274	

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法 (2024年3月期計数)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(2025年3月期計数)

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

*信用リスク・アセットは、資産の額から適格金融資産担保、適格な保証などによるリスク削減効果を適用しておりますので、資産の額にリスク・ウェイトをかけた数値とは一致しません。

(2) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)
 イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	延滞エク スポージャー
	エクスポージャー 区分		債券		コミットメント及び オフ・バランス取引			
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期		
製造業	114,187	112,365	44,834	45,035	-	-	99	9,109
農業	686	588	-	-	-	-	-	55
林業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	63	55	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	187	164	-	-	-	-	-	-
建設業	52,875	52,385	10,680	10,580	-	-	23	5,058
電気・ガス・熱供給・水道業	7,145	6,805	4,578	4,581	-	-	-	8
情報通信業	2,882	3,568	1,100	1,100	-	-	-	43
運輸業、郵便業	38,852	39,682	18,000	17,800	-	-	-	1,660
卸売業、小売業	41,345	41,469	7,430	6,430	-	-	-	2,502
金融業、保険業	36,259	37,689	32,891	33,894	-	-	-	7
不動産業	176,838	180,359	15,839	15,639	-	-	32	3,125
物品賃貸業	2,636	2,964	-	-	-	-	-	163
学術研究、専門・技術サービス業	6,210	6,901	-	-	-	-	-	604
宿泊業	3,755	4,092	-	-	-	-	-	678
飲食業	7,378	7,226	-	-	-	-	23	896
生活関連サービス業、娯楽業	20,317	18,136	-	-	-	-	169	1,277
教育、学習支援業	3,293	3,126	-	-	-	-	-	144
医療、福祉	34,958	41,123	-	-	-	-	-	636
その他のサービス業	20,081	26,345	760	960	-	-	5	990
国・地方公共団体等	320,310	336,316	236,155	246,431	-	-	-	-
個人	413,009	423,143	-	-	-	-	224	3,201
その他	638,733	606,841	1,700	1,700	1,527	10,867	-	-
業種別合計	1,942,001	1,951,342	373,968	384,150	1,527	10,867	575	30,158
1年以下	581,122	550,649	33,921	22,057				
1年超3年以下	96,734	74,641	26,972	11,192				
3年超5年以下	52,486	69,195	17,199	33,743				
5年超7年以下	104,989	93,600	42,522	33,781				
7年超10年以下	152,452	202,095	84,804	131,032				
10年超	905,520	915,068	141,683	127,972				
期間の定めのないもの	34,808	32,204	26,867	24,373				
その他	13,891	13,891	-	-				
残存期間別合計	1,942,001	1,951,342	373,968	384,150				

1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。
 なお、当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年3月期	1,191	1,146	—	1,191	1,146
	2025年3月期	1,146	1,155	—	1,146	1,155
個別貸倒引当金	2024年3月期	1,207	1,444	108	1,099	1,444
	2025年3月期	1,444	2,207	27	1,416	2,207
合計	2024年3月期	2,399	2,590	108	2,291	2,590
	2025年3月期	2,590	3,362	27	2,563	3,362

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		2024年3月期	2025年3月期
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期		
製造業	349	411	411	564	349	411	411	564	13	63
農業	5	5	5	6	5	5	5	6	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	152	98	98	125	152	98	98	125	56	106
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—
運輸業、郵便業	125	105	105	188	125	105	105	188	255	15
卸売業、小売業	87	112	112	118	87	112	112	118	57	113
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	157	142	142	140	157	142	142	140	40	—
物品賃貸業	17	16	16	15	17	16	16	15	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	1	1	102	2	1	1	102	2	—
宿泊業	77	76	76	84	77	76	76	84	—	—
飲食業	16	15	15	11	16	15	15	11	4	25
生活関連サービス業、娯楽業	11	12	12	416	11	12	12	416	—	4
教育、学習支援業	5	5	5	5	5	5	5	5	—	4
医療、福祉	97	287	287	280	97	287	287	280	—	—
その他のサービス業	34	84	84	75	34	84	84	75	1	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	47	48	48	51	47	48	48	51	23	10
合計	1,182	1,418	1,418	2,181	1,182	1,418	1,418	2,181	451	340

※当金庫は、国内に限られたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円、%)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2025年3月期					
現金	13,620	—	13,620	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	143,645	—	143,645	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	194,730	—	194,730	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	9,100	—	9,100	—	910	10
我が国の政府関係機関向け	9,900	—	9,900	—	40	0
地方三公社向け	900	—	900	—	—	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	543,761	—	543,761	—	108,762	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	280,032	50,631	268,993	6,058	196,627	71
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	66,034	149,073	62,399	3,044	39,592	60
トランザクター向け	—	121,624	—	1,686	634	38
不動産関連向け	538,586	—	537,260	—	309,614	58
自己居住用不動産等向け	420,252	—	419,667	—	225,867	54
賃貸用不動産向け	97,422	—	96,730	—	63,350	65
事業用不動産関連向け	20,911	—	20,862	—	20,396	98
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	5,582	—	5,582	—	5,582	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	15,336	286	15,096	26	20,513	136
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,991	—	2,990	—	2,440	82
取立未済手形	420	—	420	—	84	20
信用保証協会等による保証付	58,363	137	58,363	13	5,709	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	8,696	—	8,696	—	8,696	100
合 計					698,574	

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年3月期については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	2025年3月期																
現金	13,620	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	143,645	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	194,730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	9,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	9,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	543,661	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	31,981	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,898	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,686	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,686	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	167,665	-	-	-	-	-	-	-	84,924	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	167,665	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84,924	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	370	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	420	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,283	57,094	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	353,280	76,094	-	576,964	-	100	-	167,665	-	-	-	1,686	76,268	-	84,924	-	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2025年3月期																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,620
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143,645
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	194,730
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,100
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,900
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	900
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	543,761
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	500	-	97,435	-	-	69,237	-	-	-	-	-	-	-	-	-	275,052
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	62,192	-	-	-	-	1,564	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65,443
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,686
不動産関連向け	3,868	252,002	-	-	5,023	-	-	11,806	11,970	-	-	-	-	-	-	-	537,260
自己居住用不動産等向け	-	252,002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	419,667
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	11,806	-	-	-	-	-	-	-	-	96,730
事業用不動産関連向け	3,868	-	-	-	5,023	-	-	-	11,970	-	-	-	-	-	-	-	20,862
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,582	-	-	-	-	5,582
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,625	-	-	-	-	13,126	-	-	-	-	15,122
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	2,990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,990
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	420
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58,377
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,696	-	-	-	8,696
合計	3,868	314,694	-	97,435	5,023	-	75,418	11,806	11,970	-	-	18,709	8,696	-	-	-	1,884,606

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年3月期については記載しておりません。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	2024年3月期	
	格付有り	格付無し
0%	—	325,635
10%	—	81,845
20%	26,625	533,414
35%	14,047	229,642
50%	84,878	160
75%	44,453	263,940
100%	6,551	311,920
150%	1	172
250%	1	17,191
1250%	—	—
その他	—	—
合 計	176,555	1,763,920

(注)

- 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
- エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分	2025年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	1,226,681	5,808	10	1,226,932
40%~70%	169,033	117,063	10	169,712
75%	263,721	26,330	11	261,087
80%	—	—	—	—
85%	100,462	16,522	12	97,217
90%~100%	81,030	34,190	12	79,286
105%~130%	23,963	—	—	23,776
150%	18,115	213	10	17,896
250%	8,696	—	—	8,696
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,891,704	200,129	11	1,884,606

(注)

- 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年3月期は記載しておりません。
- 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	4,806	16,664	48,861	81,124

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2023年3月期	2024年3月期
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	—

※当金庫は「グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額」を「担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額」としているため両者の差引金額は常にゼロです

(単位:百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
派生商品取引合計	0	—	0	—
外国為替関連取引	0	—	0	—
その他	—	—	—	—
合 計	0	—	0	—

※グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

該当ございません。

(6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2024年3月期		2025年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	20,741	20,741	16,303	16,303
非上場株式等	7,821	—	7,821	—
合計	28,562	20,741	24,124	16,303

ロ. 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分	2024年3月期	2025年3月期
売却益	532	1,231
売却損	—	3
償却	116	31

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
評価損益	13,354	8,424

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	55,357	55,645
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー		

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1	上方パラレルシフト	57,821	57,317	2,569	2,311
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	57,821	57,317	2,569	2,311
		2024年3月期		2025年3月期	
8	自己資本の額	81,694		84,499	

(注) 金利リスクの算定手法の概要などは、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。